

# 消費者機構日本ニュースレター

123号

## 1. 第 12 回通常総会報告

- ・日時 2015 年 6 月 14 日（火） 17 時 30 分から 18 時 32 分
- ・場所 東京都千代田区六番町 1 5 主婦会館プラザエフ 9 階「スズラン」
- ・参加者 出席表決権総数 120（実出席表決権数 45、委任状表決権数 9、書面表決権数 66）  
※表決権総数 137 の過半数を大幅に超え、総会は成立

### ・議事の経過の概要及び議決の結果

冒頭に狩野拓夫副理事長が出席状況を報告、総会の成立と開会を宣言しました。そして、定款第 30 条に基づき和田寿昭理事長が議長に就任する旨発議し、全員異議なく承認しました。

続いて、青山侑会長より挨拶の後、議事録署名人を選任し、議事に入りました。

### 1. 議案提案

#### (1) 第 1 号議案 2015 年度事業報告承認の件

2015 年度は、集団的消費者被害回復に係る訴訟制度（消費者裁判手続特例法）の 2016 年の施行に向け、認定申請準備チームを発足し被害回復関係業務規程の準備を開始した。

差止請求関係業務については 2 件の訴訟を提起し、いずれも差止の対象とした契約条項が削除・是正されたため、和解をもって終結。この他、新たな裁判外の申入れは 5 件となり、改善事案や中間経過など 11 件を公表。設立以来の累計では 77 件で是正をはかることができた。

政策提言活動については、消費者裁判手続特例法のガイドライン(案)、消費者契約法・特定商取引法各改正、消費者庁等の徳島移転問題などについて意見を述べた。また、東京都との協同事業として、消費者団体訴訟制度セミナー等を消費者向けと事業者向けをそれぞれ実施した。

#### (2) 第 2 号議案 2015 年度決算承認の件

経常収益は 1479 万 5 千円、経常費用は 1361 万円であり、当期経常増減額は 118 万 4 千円の黒字となった。正味財産は 2469 万 3 千円となった。

#### (3) 監査報告

丸山芳高監事より、理事の業務執行は適正に行われ日常の会計処理も適正との旨の報告が行われた。

#### (4) 第 3 号議案 役員選任の件

役員は全員任期が満了となることから、理事 20 名、監事 2 名の選任について提案。

### 2. 議案の質疑

- ・認定 NPO 法人の認定申請を取り下げた点について

委託事業が発生した 2013 年度の決算の時点で気をつけるべきであった旨の厳しいご意見をいただいた。この点について、委託事業が発生する際に、認定 NPO の認定基準まで判断が及ばなかったことを反省し再発防止に努めるとともに、今年度あらためて認定申請を行っていく旨の説明された。

- ・視覚障がい者向けに点字対応等の拡充について

会員案内を点字でも作成してほしいといった要望が出され、今後の会員案内の更新の際に

検討していく旨、回答された。

### 3. 議案の採決

議長より、総会が成立していることが改めて報告され、議場閉鎖を行って直ちに採決に入り、いずれの議案も賛成多数で可決・承認された。

### 4. 報告事項の報告と質疑

(1) 2014 年度決算の一部修正 (2015 年 7 月 9 日第 2 回理事会議決)

(2) 2016 年度事業計画 (2016 年 3 月 24 日第 8 回理事会議決)

特定適格消費者団体の認定申請を行い、第一号の認定を受けることを目指す。あわせて財政基盤の強化施策に取り組む。また、引き続き差止請求関係の事業を確実にすすめる。

(3) 2016 年度予算 (2016 年 5 月 17 日第 9 回理事会議決)

経常収益 1500 万円、経常費用 1500 万円として、会費収入を昨年度実績並みの確保を目指す。経常費用については消費者裁判手続特例法施行対応のため、140 万円程度増加する計画。

(4) 第 4 回臨時総会報告

(5) 報告事項については特に質疑はありませんでした。

・松岡理事の閉会挨拶をもって総会は終了し、その後、本総会をもって退任された役員 (青山前会長、狩野前副理事長、佐伯前常任理事、伊藤前理事) のうち出席の 3 名より挨拶があり、花束贈呈が行われました。

※総会終了後、第 1 回理事会が開催され、会長・理事長等の役職者及び代表理事の互選が行われ、別紙名簿のとおり役員体制が確定しました。

## 2. 総会記念講演会 開催報告

1. 日 時 2015 年 6 月 14 日 (火) 19 時 00 分～20 時 30 分
2. 会 場 主婦会館プラザエフ 9 階「スズラン」
3. 参加者 90 名 (事務局を含む)
4. 講演テーマ 「消費者保護制度の今日的課題と適格消費者団体への期待」  
講師 東京大学大学院法学政治学研究科教授  
消費者委員会 委員長 河上 正二 氏

### 【講演概要】

#### 消費者の保護

消費者の保護が本格的に唱えられるようになったのは、1960 年頃から。米国のケネディ大統領が議会に送った「消費者の利益の保護に関する特別教書」(1962 年 3 月)が、「消費者の権利」として**安全である権利・知らされる権利・選ぶ権利・意見が反映される権利**の 4 つを掲げたことはよく知られ、フォード大統領によって**消費者教育を受ける権利**が加えられた。

国際消費者機構が、さらにこれを推し進め、1979 年に消費者の 8 つの権利と 5 つの責任を提唱して定着。

#### 消費者問題の歴史

1960 年代は大量生産、大量販売の時代で、欠陥商品・薬品 (サリドマイド等) の被害が起り、薬事法、割賦販売法、景品表示法などが制定された。消費者保護条例等の整備も進んだ。

1970 年代は、マルチ商法などの新しい消費者問題が発生し、「契約」というものが表に出た。非店舗取引の被害が多発し、割賦販売法にクーリングオフ導入、訪問販売法が制定された。

1980 年代は、サラ金被害や多重債務問題が増加した。被害を大きくしたのは、「クレジット契

約」である。豊田商事事件では多くの高齢者が被害に遭った。この時期には、訪問販売、特定商品預託等取引に関する法整備が進み、消費者問題にお金を借りることや投資することが加わった。

1990年代は、規制緩和の波が押し寄せ、自由市場を大事にしつつ、消費者にはセーフティーネットをはるため、製造物責任法や消費者契約法などが制定された。また、インターネットなどの急速な普及により、これに対応できない消費者との間で新たな問題も起こった。

2000年代は、BSE問題で食の安全に対する信頼が揺らぎ、食品安全基本法の制定、食品安全委員会が設立された。IT革命に対応するために、個人情報保護法、電子消費者契約法の整備が進み、リコール隠しや食品偽装の内部通報者を守るために、公益通報者保護法が整備された。そして、2009年9月に消費者庁・消費者委員会が設置され、消費者政策は、新たな段階に入った。

2010年代では、消費者問題は国境を越えたトラブルへの対処が求められるようになってきた。また、違法・脱法ドラッグ、劇場型振り込め詐欺など、市場活動と犯罪との境界も曖昧になった。

### 現在の消費者問題

昨今も分譲マンションの杭打ちデータ偽装事件、スキーバス転落事故、自動車の燃費偽装など企業不祥事が続いている。あまりにもひどい事業者は市場から出て行ってもらい必要がある。この対応は消費者庁だけでは無理で、民間が監視する機能が必要だ。

機能性表示食品の問題などは、制度を導入する前提で消費者委員会に答申が付されたため、条件をつけるだけしかできなかった。景品表示法の課徴金制度は一定の効果が見込まれるが、日本は諸外国に比べてリコール制度がうまく機能していない。これには法改正が必要である。

美容医療の広告にはひどいものがあり、医療法を変えるべきである。

クレジットカードの問題では、日本はシステムに脆弱性があるため、これをオリンピックまでに解決しなければ付け込まれる恐れがある。割賦販売法改正は、次の臨時国会に持ち越された。

電力自由化では、サービスがパック化されて不透明になり、混乱をもたらしている。

今後、消費者行政が効果的に推進できるかどうかは、地方消費者行政の在り方にかかっている。

### 適格消費者団体への期待

「多数消費者被害」と「少額被害」の救済が必要。適格消費者団体にはその部分を担ってほしい。そのためには適格消費者団体に国が資金を出すべきで、現状資金を出さないのに口を出し過ぎている。適格消費者団体には、専門家集団として勝つ見込みのある訴訟を適切に選んでほしい。団体の運営を継続的にしていくことも重要で、弁護士などが手弁当で参加しなくてもいいように、できれば自前で運営できるのが望ましい。

### 消費者政策の行方

消費者はそこそこ愚か（人間がそうだから）で、市場は不完全であるため、セーフティーネットには、「保護」と「支援」の最適な組み合わせが必要である。緩やかな見守りネットワークと助言できる専門家の適正配置があるとよい。

官民連携の在り方は、「抑制の効いた介入」と「適切な支援」であるべき。

また、弱い消費者から賢く強い消費者まで多様化している中、参加して楽しい、ためになる実感が伴う活動が望ましい。

この前の国会では、消費者契約法と特定商取引法の改正法が成立した。多くの消費者団体が相当な努力をしたことを聞いており、深く感謝している。

消費者契約法は、一次答申は改正できたが、これから二次答申に取り組んでいく必要がある。特定商取引法は、不招請勧誘の問題は合意が得られなかったが、指定権利制廃止を優先させて決着した。両法案とも持ち越された課題があり、継続して取り組むべきである。

### 3. 住宅情報館株式会社（建築請負事業者一前：城南建設）の建築工事請負契約書の是正協議を終了しました。

住宅情報館株式会社（神奈川県相模原市）に対して、当該事業者が使用する建築工事請負契約書にある下記条項につき、是正を求めました。

- ① 着工前契約解除時の本体工事価格 10% の違約金条項
- ② 建物引渡遅延に伴う違約金を超える請求を認めない条項
- ③ 工事の変更・追加に伴う費用を全額発注者に求める条項
- ④ 天災その他不可抗力による損害を発注者に求める条項

当該事業者から、当機構の申入れの内容を受け入れて建築工事請負契約書等を改定するとの回答書を受領したことから、合意書を締結して本協議を終了しました。

当該事業者は、改定後の建築工事請負契約書（契約条項）を本年 7 月 1 日から使用を開始しています。詳しくは、当機構のホームページをご覧ください。

[http://www.coj.gr.jp/zesei/topic\\_160624\\_01.html](http://www.coj.gr.jp/zesei/topic_160624_01.html)

### 4. 全国の適格消費者団体のホームページ公表情報（6 月 1 日～6 月 30 日分）

○各団体の差止請求、行政への意見表明活動を紹介します。詳細はリンク先にてご確認ください。  
この期（6 月 1 日～30 日）に新たな公表情報が確認できなかった団体は掲載しておりません。

適格消費者団体名	公表情報(6月1日～6月30日)
<b>《埼玉消費者被害をなくす会》</b> <a href="http://saitama-higainakusukai.or.jp/">http://saitama-higainakusukai.or.jp/</a>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■6 月 29 日：株式会社ピーシーデポコーポレーションに申入書を送付しました。 <a href="http://saitama-higainakusukai.or.jp/topics/160629_02.html">http://saitama-higainakusukai.or.jp/topics/160629_02.html</a></li> <li>■6 月 29 日：株式会社ピーシーデポコーポレーションから、申入れに対する回答を受領しました。 <a href="http://saitama-higainakusukai.or.jp/topics/160629_03.html">http://saitama-higainakusukai.or.jp/topics/160629_03.html</a></li> </ul>
<b>《消費者機構日本》</b> <a href="http://www.coj.gr.jp/">http://www.coj.gr.jp/</a>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■6 月 27 日：住宅情報館株式会社（建築請負事業者一前：城南建設）の建築工事請負契約書の是正協議を終了しました。 <a href="http://www.coj.gr.jp/zesei/topic_160624_01.html">http://www.coj.gr.jp/zesei/topic_160624_01.html</a></li> </ul>
<b>《消費者被害防止ネットワーク東海》</b> <a href="http://cnt.or.jp/">http://cnt.or.jp/</a>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■6 月 21 日：(株)アチーゴに対して再申入書を送付しました。 <a href="http://cnt.or.jp/information/2141.html">http://cnt.or.jp/information/2141.html</a></li> <li>■6 月 21 日：(株)メッセージに対して終了通知書を送付しました。 <a href="http://cnt.or.jp/information/2144.html">http://cnt.or.jp/information/2144.html</a></li> <li>■6 月 21 日：(株)ブライド・トゥー・ビーに対して、終了通知書を送付しました。 <a href="http://cnt.or.jp/information/2148.html">http://cnt.or.jp/information/2148.html</a></li> <li>■6 月 21 日：阪急電鉄株式会社より、改訂後の「宝塚友の会」ガイドブックが届きました。 <a href="http://cnt.or.jp/information/2151.html">http://cnt.or.jp/information/2151.html</a></li> <li>■6 月 29 日：(株)ボードウォークから回答書が届きました。 <a href="http://cnt.or.jp/information/2163.html">http://cnt.or.jp/information/2163.html</a></li> </ul>

<p>《消費者支援機構関西》 <a href="http://www.kc-s.or.jp/">http://www.kc-s.or.jp/</a></p>	<p>■6月3日：結婚相手紹介サービスを運営する(株)A I Z E Nに対して、契約書の中途解約条項について「申入れ(その4)兼お問い合わせ(その4)」を送付していましたが、回答が届きました。 <a href="http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000616">http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000616</a></p> <p>■6月10日：Windows 10への無料アップグレードの進め方が、消費者の選択の権利を強引に奪うものとして、日本マイクロソフト(株)へ、「要請書」を送付しました。 <a href="http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000617">http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000617</a></p>
<p>《消費者支援機構福岡》 <a href="http://www.cso-fukuoka.net/">http://www.cso-fukuoka.net/</a></p>	<p>■5月20日：アプライド(株)差止請求訴訟第4回期日の報告。 <a href="http://www.cso-fukuoka.net/news/moushiire/645">http://www.cso-fukuoka.net/news/moushiire/645</a></p> <p>■5月20日：永代ハウス株式会社回答受領の報告。 <a href="http://www.cso-fukuoka.net/news/moushiire/648">http://www.cso-fukuoka.net/news/moushiire/648</a></p>
<p>《佐賀消費者フォーラム》 <a href="http://www.saga-consumersforum.or.jp/main/1.html">http://www.saga-consumersforum.or.jp/main/1.html</a></p>	<p>■6月7日：(株)マイホーム情報不動産より、建物賃貸借契約書、重要事項説明書が届きました。 <a href="http://www.saga-consumersforum.or.jp/main/510.html">http://www.saga-consumersforum.or.jp/main/510.html</a></p> <p>■6月18日：(株)マイホーム情報不動産に対し、契約者との間で使用している誓約書の開示に関し、再度の申し入れを行いました。 <a href="http://www.saga-consumersforum.or.jp/main/510.html">http://www.saga-consumersforum.or.jp/main/510.html</a></p>



適格消費者団体

特定非営利活動法人 消費者機構日本

発行人：和田寿昭 編集責任者：磯辺浩一

〒102-0085 東京都千代田区六番町 15 プラザエフ 6 階

TEL: 03-5212-3066 FAX: 03-5216-6077